指定可燃物の運用基準

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

令和８年 11 月４日

第１　指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（以下「条例」という。）別表第８の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう（第１表参照）。

第１表　条例別表第８の品名欄に掲げる具体的な品名例

可燃性固体類等※	綿花類等	品名		数量	具体的な品名例
	○	綿花類		200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず		400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず		1,000 kg	使用していない衣類、古新聞、古雑誌
	○	糸類		1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類		1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料		1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF 等）、パーム椰子殻(PKS)
○		可燃性固体類		3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類		10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類		2 ㎥	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず		10 ㎥	家具類、建築廃材
	○	合成樹脂類	発泡させたもの	20 ㎥	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
			その他のもの	3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

※可燃性固体類等・・・可燃性固体類及び可燃性液体類をいう。以下同じ。

第２　品名の区分

指定可燃物の性質上、不燃性又は難燃性のものは除外される。

１　綿花類

⑴　トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて１本１本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸行程前の状態のものをいう。

⑵　綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

⑶　羽毛は綿花類に該当する。

⑷　不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は、綿花類に該当しない。

⑸　不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

ア　不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

イ　難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

2　木毛及びかんなくず

⑴　木毛には、木材を細いひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当する。

⑵　かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

3　ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古段ボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

4　糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

5　わら類

⑴　わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

⑵　乾燥い草には、畳表、ござ等が該当する。

⑶　こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しない。

6　再生資源燃料

⑴　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは該当しない。

ア　ＲＤＦ(Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

イ　ＲＰＦ（Refuse Paper And Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化する

ことにより製造されたもの。

ウ　汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加え製造されたもの。

⑵　合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

7　可燃性固体類

⑴　可燃性固体類には、ｏ－クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

⑵　条例別表第８備考⑹の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279 「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点および溶融範囲測定方法」による。

8　石炭・木炭等

⑴　石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

⑵　練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

⑶　天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

9　可燃性液体類

可燃性液体類には、第２石油類、第３石油類、第４石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

⑴　第２石油類の除外物品・・・可燃性液体量が 40 パーセント以下で、引火点が 40 度以上、燃焼点が 60 度以上のもの

⑵　第３石油類の除外物品・・・可燃性液体量が 40 パーセント以下のもの

⑶　第４石油類の除外物品・・・可燃性液体量が 40 パーセント以下のもの

⑷　動植物油類の除外物品・・・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年９月 29 日総理府令第 55 号）第１条の３第７項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの

10　木材加工品及び木くず

⑴　製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもの

で完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

⑵　原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しない。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

⑶　水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。

⑷　廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しない。

⑸　防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

11　合成樹脂類

⑴　合成樹脂類とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタール酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

⑵　合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、おおむね発泡率６以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

⑶　条例別表第８備考⑼の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201-2「プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法－第２部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が 26 以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う（第２表参照）。

第２表　一般的に使用される合成樹脂の例

酸素指数26未満の合成樹脂の例※1	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS）※2 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS） エポキシ樹脂（EP）・・・接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（UP） ポリアセタール（POM） ポリウレタン（PUR） ポリエチレン（PE） ポリスチレン（PS） ポリビニルアルコール（PVAL）・・・粉状（原料等） ポリプロピレン（PP） ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル酸樹脂）
酸素指数26以上又は液状の合成樹脂の例	フェノール樹脂（PF） フッ素樹脂（PFE） ポリアミド（PA） ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニルデン樹脂） ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（UF） ケイ素樹脂（SI） ポリカーボネイト（PC） メラミン樹脂(MF) アルキド樹脂（ALK）

※１　難燃化により酸素指数が 26 以上のものがある。

※２　（　）書は略号又は別名を示す。

⑷　合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、ほかの材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において 50％以上を占めるものが該当する。なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

⑸　不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

ア　天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

イ　合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である（第３表参照）。

第３表　合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム（SBR）	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム（NBR）	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

ウ　再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

⑹　不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

⑺　ゴム製品とは、ゴムタイヤのほか、ゴムを主体とした製品で、ほかの材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50％以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

⑻　フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する（第４表参照）。

第４表　フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

⑼　ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

12　品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

⑴　品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファ等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が 50％以上の品名に該当する。

⑵　品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が 50％以上である場合に、指定可燃物に該当する。

⑶　建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第８に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

第３　指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

１　貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第８の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

⑴　「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

⑵　「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

２　貯蔵及び取扱いに該当しない場合

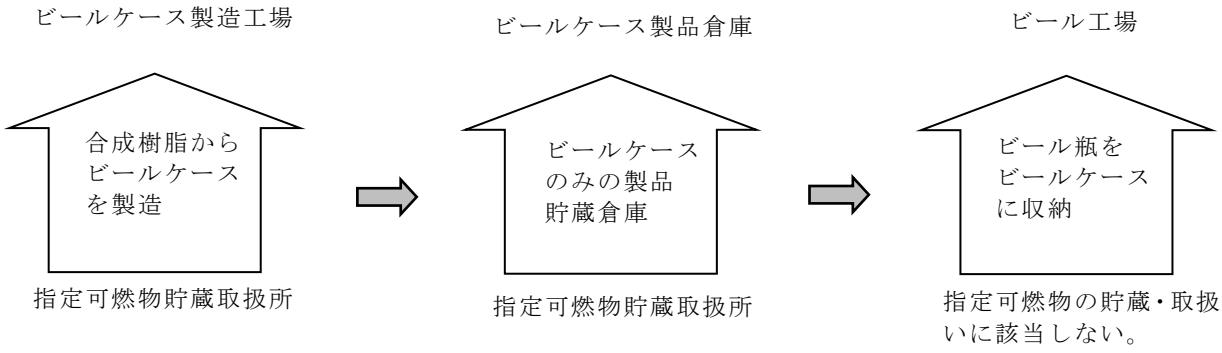
⑴　一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

⑵　百貨店等において陳列、展示しているもの

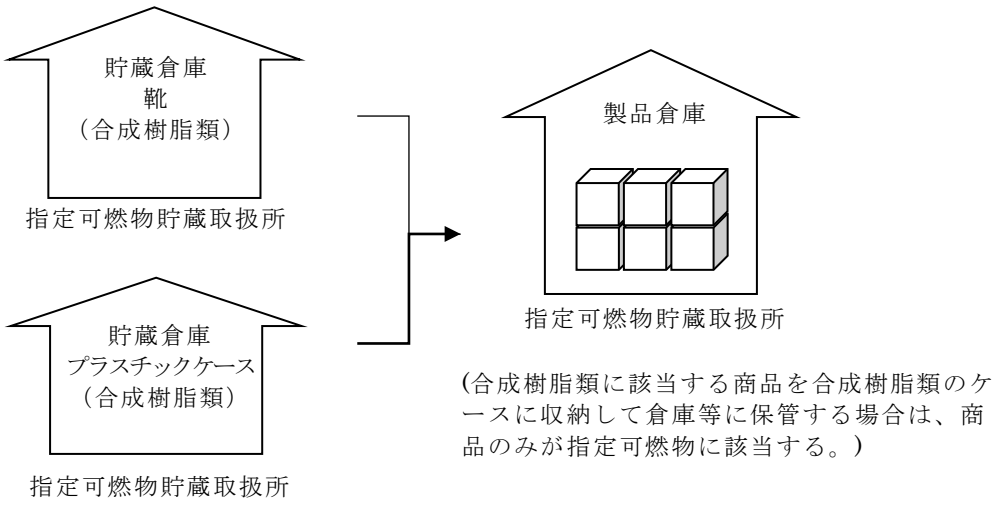
⑶　美術品、芸術品等として展示しているもの

⑷　建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

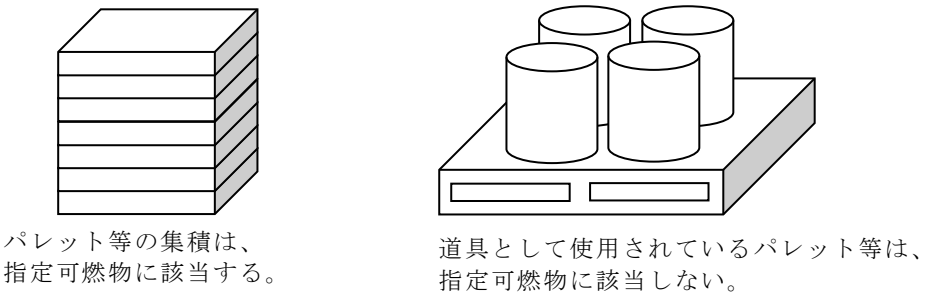
⑸　ビールケース、段ボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第１図～第３図参照）



第１図　ビールケース（合成樹脂類）の場合



第２図　靴（合成樹脂類）をプラスチックケース（合成樹脂類）に収納した場合



第３図　パレット等（合成樹脂類）の場合

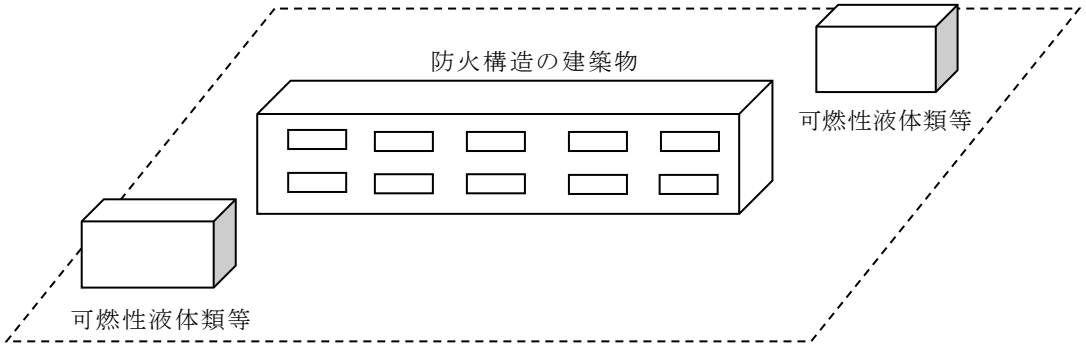
第４　貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の取扱い

１　可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の同一場所の扱い

⑴　屋外の場合

原則として、敷地ごととする。ただし、施設相互間が防火構造の建築物又は

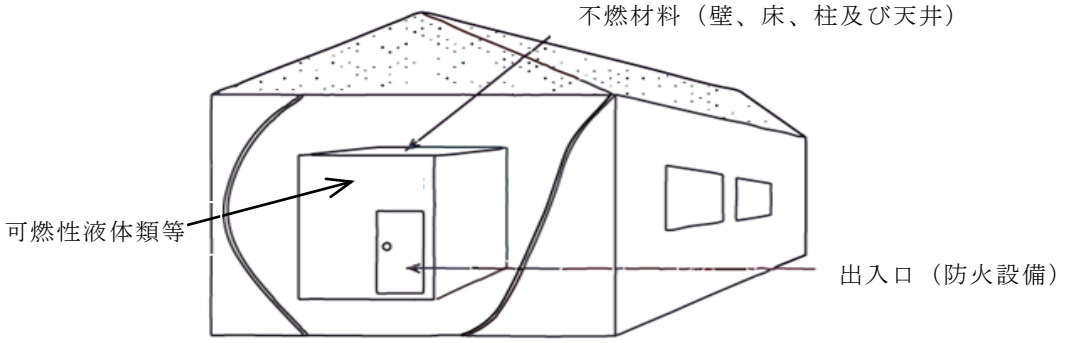
塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は防火上安全な距離を有すると判断する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととすることができる。なお、防火上安全な距離は、実情によること（第４図参照）。



第４図　防火構造の建物により隔てられている例

⑵　屋内の場合

原則、一棟規制として合算した数量を取扱量とするが、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）については、それぞれの場所ごとの取扱量とすることができる（第５図参照）。ただし、指定可燃物貯蔵取扱所を回避するために意図して複数の場所に可燃性液体類等に該当する物品を設置することは避けるように指導すること。



第５図　不燃区画例

２　可燃性液体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の同一場所の扱い

⑴　屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りではない。

⑵　屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が不燃材料であって、かつ、開口部には自動閉鎖の防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものは可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

第５　貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定については、条例別表第８の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例１】糸類 50,000 kg（50 倍）、綿花類 60,000 kg（300 倍）、ぼろ及び紙くず 800 kgを貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第８に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第８の数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計 350 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする（第５表参照）。

第５表　数量の算定例１

品　名	貯蔵取扱量	条例別表第８の数量	備　考
糸類	50,000kg	1,000 kg	条例別表第８に定める量の50倍
綿花類	60,000kg	200 kg	条例別表第８に定める量の300倍
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000 kg	条例別表第８に定める量未満なので非該当
			条例別表第８に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、350倍となる

【例２】糸類 900 kg、綿花類 100 kg、ぼろ及び紙くず 800 kgのように２以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第８の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵取扱いに該当しない（第６表参照）。

第６表　数量の算定例２

品　名	貯蔵取扱量	条例別表第８の数量	備　考
糸類	900kg	1,000 kg	条例別表第８に定める量未満なので非該当
綿花類	100kg	200 kg	条例別表第８に定める量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000 kg	条例別表第８に定める量未満なので非該当
			条例別表第８に定める量未満の場合は合算しないので、貯蔵取扱いの対象外となる

【例３】条例別表第８の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発砲させたものとその他のものについては除く。

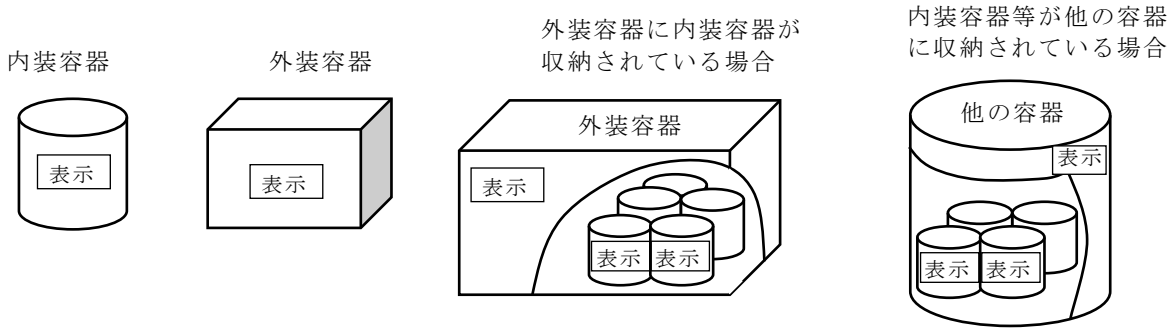
綿糸	＋	毛紡毛糸	＋	麻糸	＋	化学繊維糸	＝	糸類
500 kg		500 kg		500 kg		500 kg		2,000 kg

第６　可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準（条例第 33 条関係）

可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準は条例第 33 条に規定するもののほか、次によるものとする。

１　内装容器への表示（条例第 33 条第１項第１号関係）

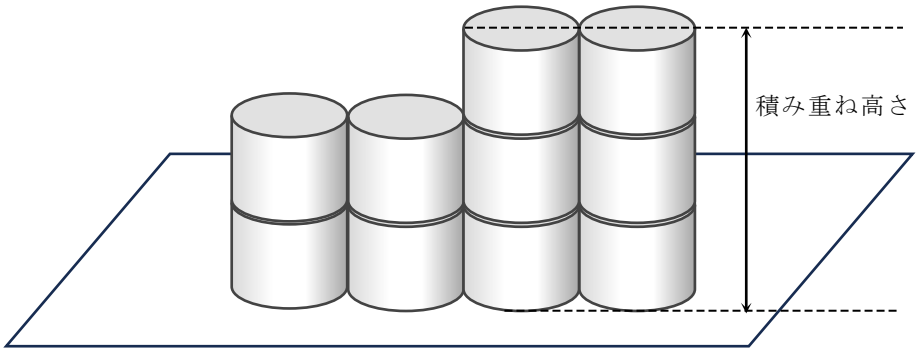
「内装容器等の表示」については、第６図の例により表示する。



第６図　表示の例

２　容器の積み重ね高さ（条例第 33 条第１項第２号関係）

「高さ」については、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう（第７図参照）。



第７図　容器の積み重ね高さ

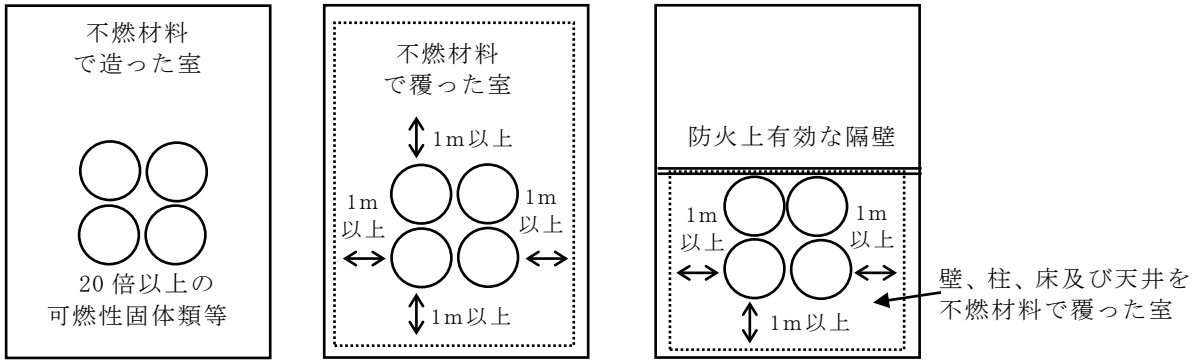
3　屋外で行う貯蔵・取扱い（条例第 33 条第２項第１号関係）

取り扱う数量に応じた幅の空地が保有できない場合の代替措置として、「防火上有効な塀」を設けるときの構造、高さ等は、「少量危険物の運用基準（昭和 56 年 6 月 29 日）」第４、９に準ずる。

4　屋内で行う貯蔵・取扱い（条例第 33 条第２項第２号関係）

⑴　「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。

⑵　防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には条例第33条第２項第２号に規定する空地を保有すること（第８図参照）。



第８図　20 倍以上の可燃性固体類等を屋内に貯蔵し、又は取り扱う場合の例

5　標識・掲示板について

条例第31条の２第２項第１号に準じて設けることとし、表示の基準については、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則第10条のとおりとする。なお、防火に関し必要な事項については「火気厳禁」とする。

第７　綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第 34 条関係）

綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準は条例第 34 条に規定するもののほか、次によるものとする。

1　条例第 34 条第１項第３号中の「危険物と区分して」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災予防上安全な距離を確保することをいう。また、「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

2　条例第 34 条第１項第５号ア中の「適切な水分管理を行う」とは、含水率 10 パーセント以下のできる限り低い管理値が設定されていることをいう。

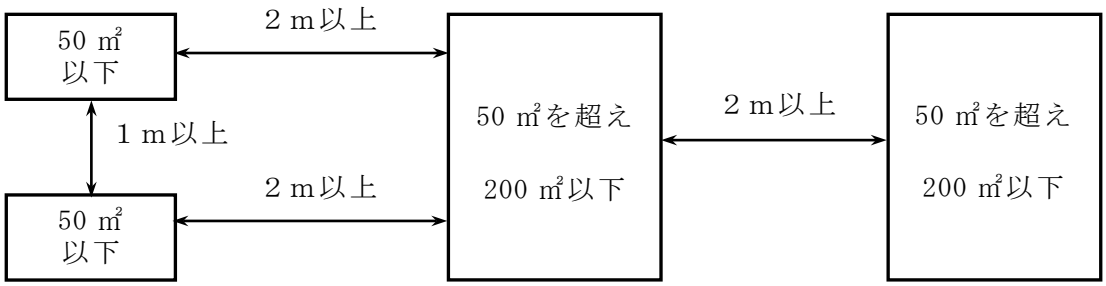
3　条例第 34 条第２項第１号に規定する「標識、掲示板」は第６、５による。なお、防火に関し必要な事項については「火気注意」とする。

4　条例第 34 条第２項第２号に規定する「散水設備等」は、水幕設備のほか、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置を設けた場合をいう。

5　集積方法は次によるものとする。

⑴　綿花類等のうち、廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（条例別表第８備考⑼に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合は、第９図の例による（条例第 34 条第２項第２号関係）。

なお、集積単位面積によって相互間距離が異なる場合は、大なる距離により規制する。



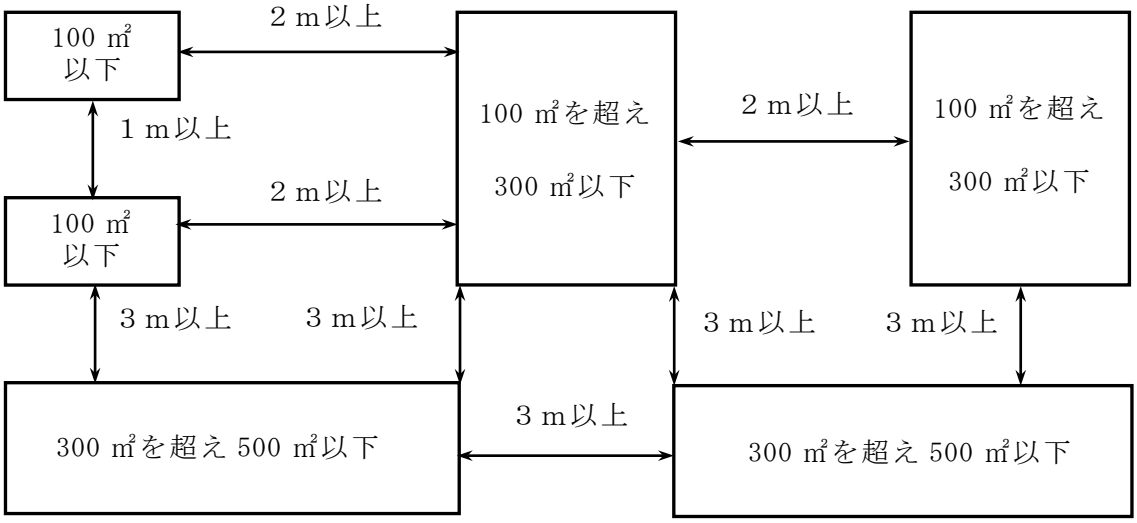
第９図　集積例１

⑵　綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵及び廃棄物固形化燃料等を集積する場合は第 10 図の例による（条例第 34 条第２項第３号、第４号関係）。

ア　条例第 34 条第２項第３号ア中の「散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、不燃材料で区画するか、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等を設けた場合をいう。

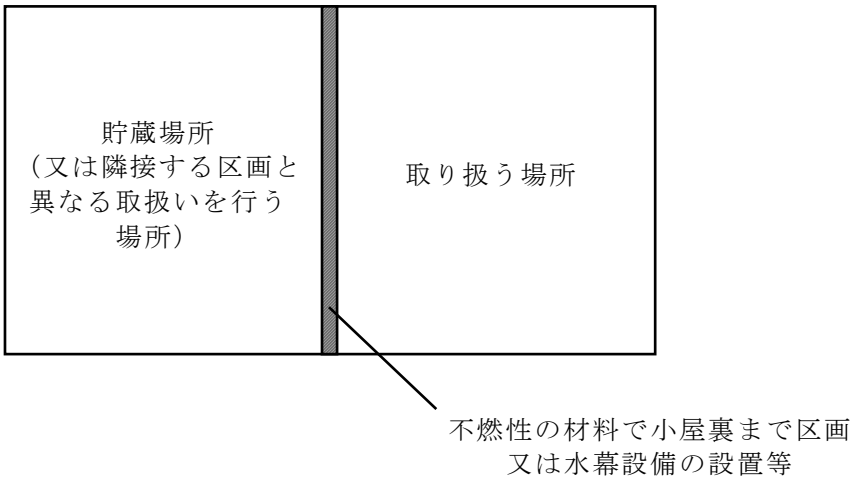
イ　条例第 34 条第２項第３号イ中の「水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、水幕設備のほか、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備又はこれらと同等の有効に散水できる設備を設けた場合をいう。

ウ　集積面積単位によって相互間距離が異なる場合は、大なる距離により規制する。



第 10 図　集積例２

エ　屋内において貯蔵する場所と取り扱う場所の区画は第 11 図の例による。



第 11 図　区画の例

第８　危険要因の把握と有効な措置（第 34 条の２関係）

１　「危険要因の把握」にあたっては、一般に類似施設の事故、トラブル事故例等を参考に対象施設の火災発生、拡大要因を整理させること。この場合、施設形態、貯蔵取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、これまでの経験、知見に基づき、構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡単な方法も考えられる。

２　「当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置」とは、指定可燃物施設における火災危険性が、物品の品名、数量、貯蔵取扱いの実態、事業所の保安設備や管理体制などにより異なることから、事業者自らが、その実態を踏まえた対策を講

ずることを目的として規定されている。

したがって、概ね次の事項について保安計画等を作成する必要がある。

⑴　貯蔵し、又は取り扱う物品の危険性に関すること。

⑵　貯蔵又は取扱いに係る危険要因に関すること。

⑶　前⑴及び⑵の危険性又は危険要因を踏まえた災害予防対策に関すること。

⑷　火災その他の異常発生時の措置に関すること。

なお、保安計画等については、条例第 47 条に基づく届出書に資料を添付してもらうなど把握に努めること。